

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
OUNCIL
NCIL
CIL
OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
OUNCIL
NCIL
CIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL

令和 4 年
小樽市議会
第 4 回 定 例 会 議 案

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000,842 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,828,616 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 16,648,145	千円 54,640	千円 16,702,785
	1 国庫負担金	10,917,804	33,597	10,951,401
	2 国庫補助金	5,701,701	21,043	5,722,744
18 道支出金		4,206,100	384,318	4,590,418
	2 道補助金	931,967	384,318	1,316,285
19 財産収入		87,585	1,822	89,407
	1 財産運用収入	64,717	1,822	66,539
20 寄附金		655,975	252,340	908,315
	1 寄附金	655,975	252,340	908,315
21 繰入金		1,205,268	306,810	1,512,078
	2 基金繰入金	1,196,917	306,810	1,503,727
23 諸収入		2,021,413	912	2,022,325
	4 雑入	417,501	912	418,413
歳 入 合 計		64,827,774	1,000,842	65,828,616

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3, 510, 195	432, 337	3, 942, 532
	1 総 務 管 理 費	3, 163, 663	426, 694	3, 590, 357
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	87, 241	5, 643	92, 884
3 民 生 費		27, 961, 721	△ 181, 458	27, 780, 263
	1 社 会 福 祉 費	14, 761, 896	△ 186, 386	14, 575, 510
	2 児 童 福 祉 費	5, 894, 987	4, 928	5, 899, 915
4 衛 生 費		7, 020, 183	437, 089	7, 457, 272
	1 保 健 衛 生 費	2, 114, 625	4, 000	2, 118, 625
	2 保 健 所 費	3, 027, 152	429, 389	3, 456, 541
	3 清 掃 費	1, 878, 406	3, 700	1, 882, 106
5 労 働 費		72, 889	300	73, 189
	1 労 働 諸 費	72, 889	300	73, 189
7 商 工 費		2, 856, 800	14, 321	2, 871, 121
	1 商 工 費	2, 856, 800	14, 321	2, 871, 121
8 土 木 費		5, 630, 485	187, 536	5, 818, 021
	2 道路橋りょう費	2, 841, 520	182, 929	3, 024, 449
	4 都 市 計 画 費	1, 124, 193	7	1, 124, 200

	6 港 灣 費	1, 602, 790	4, 600	1, 607, 390
9 消 防 費		400, 955	5, 400	406, 355
	1 消 防 費	400, 955	5, 400	406, 355
10 教 育 費		2, 848, 196	85, 317	2, 933, 513
	1 教 育 總 務 費	114, 066	280	114, 346
	2 小 学 校 費	1, 167, 996	39, 800	1, 207, 796
	3 中 学 校 費	436, 532	23, 732	460, 264
	4 学 校 給 食 費	493, 852	12, 700	506, 552
	5 社 会 教 育 費	484, 987	8, 805	493, 792
14 予 備 費		30, 000	20, 000	50, 000
	1 予 備 費	30, 000	20, 000	50, 000
歲 出 合 計		64, 827, 774	1, 000, 842	65, 828, 616

第 2 表 継続費補正
(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	5 社 会 教育費	重要文化財 旧日本郵船 ㈱小樽支店 保存修理 工 事 費	千円 1,050,000	平成 30 年度	千円 17,400	千円 1,133,567	平成 30 年度	千円 17,400
				令和 元 年度	146,846		令和 元 年度	146,846
				令和 2 年度	22,770		令和 2 年度	22,770
				令和 3 年度	294,073		令和 3 年度	294,073
				令和 4 年度	292,408		令和 4 年度	292,408
				令和 5 年度	202,865		令和 5 年度	263,748
				令和 6 年度	73,638		令和 6 年度	96,322

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額
総 務 費	戸 籍 住 民 基本台帳費	戸 籍 情 報 シ ス テ ム 改 修 事 業 費	千円 5,643
土 木 費	港 湾 費	若 竹 地 区 防 波 堤 改 良 事 業 費	50,500
土 木 費	港 湾 費	第 3 号 ふ 頭 及 び 周 辺 再 開 発 事 業 費 (基 部 緑 地 整 備 事 業 費)	90,500
土 木 費	港 湾 費	第 3 号 ふ 頭 及 び 周 辺 再 開 発 事 業 費 (基 部 臨 港 道 路 改 良 事 業 費)	44,100

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
高 齢 者 生 き が い 対 策 費 （ ふ れ あ い パ ス 事 業 費 ）	令 和 5 年 度	1 6 3 , 1 7 8
夜間急病センター管理代行業務費	令 和 5 年 度	1 8 8 , 8 9 3
観光物産プラザ管理代行業務費	令 和 5 年 度	8 , 6 0 0
臨 時 市 道 整 備 事 業 費	令 和 5 年 度	7 0 , 0 0 0
ス ク ー ル バ ス 運 行 経 費 （ 銭 函 小 ・ 張 碓 小 ・ 長 橋 小 ）	令 和 5 年 度	4 0 , 0 0 0
水 泳 教 室 開 催 経 費	令 和 5 年 度	9 , 2 2 0
総 合 体 育 館 管 理 代 行 業 務 費 等	令和5年度から 令和8年度まで	2 5 2 , 0 0 0

令和 4 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 442,864 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 7,707	千円 4,600	千円 12,307
	1 一般会計繰入金	7,707	4,600	12,307
4 諸 収 入		9,293	3,100	12,393
	1 雑 入	9,293	3,100	12,393
歳 入 合 計		435,164	7,700	442,864

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備事業費		千円 200,057	千円 7,700	千円 207,757
	1 港湾整備事業費	200,057	7,700	207,757
歳 出 合 計		435,164	7,700	442,864

令和 4 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(6) 主な建設改良事業の概要

イ 医療機器等購入費 891,002 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 301,584 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,502 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 300,082 千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,271,001 千円	66,270 千円	1,337,271 千円
第 5 項 道 補 助 金	22,682 千円	66,270 千円	88,952 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,572,335 千円	66,520 千円	1,638,855 千円
第 1 項 建設改良費	824,482 千円	66,520 千円	891,002 千円

第 4 条 予算第 1 1 条の表中

「

備 品	医療情報システム（電子カルテシステム等） 電話交換機	一式 一式
-----	-------------------------------	----------

」

を

医療機器 備 品	X線診断装置	一式
	医療情報システム(電子カルテシステム等)	一式
	電話交換機	一式

に改める。

令和4年12月6日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 4 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度小樽市水道事業会計予算第 5 条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和 5 年度	千円 100,000
低区配水池築造事業費	令和 5 年度 ～令和 7 年度	870,000
豊倉送水管布設事業費	令和 5 年度	280,000
水道料金等徴収業務委託	令和 5 年度 ～令和 9 年度	655,155
配水管整備事業費	令和 5 年度	158,000

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 4 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度小樽市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支		出	
第 1 款	下水道事業費用	3,467,005 千円	74,546 千円	3,541,551 千円
第 1 項	営業費用	3,346,734 千円	82,000 千円	3,428,734 千円
第 2 項	営業外費用	114,171 千円	△7,454 千円	106,717 千円

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護法施行条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(条例で定める開示情報等)

第 3 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する開示することとされている情報として条例で定めるものは、小樽市情報公開条例(平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号)第 7 条第 2 号ウに規定する公務員等の氏名(同号ウただし書の場合を除く。)とする。

2 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、小樽市情報公開条例第 7 条第 1 号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第 4 条 法第 8 9 条第 2 項に規定する手数料は、無料とする。ただし、法第 8 7 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第5条 法第108条の規定に基づき、開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 法第108条の規定に基づき、実施機関における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「14日」とする。

2 法第108条の規定に基づき、実施機関における法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは、「44日」とする。

(訂正請求書の記載事項)

第7条 法第108条の規定に基づき、訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求書の記載事項)

第8条 法第108条の規定に基づき、利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問事項)

第9条 法第129条の規定に基づき、市長は、この条例を改正しようとする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年小樽市条例第54号）により設置する小樽市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施

機関が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧条例の廃止)

第 2 条 小樽市個人情報保護条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 3 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る旧条例第 1 0 条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の際現に旧条例第 4 9 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）であるもの若しくは指定管理者が行う同項に規定する公の施設の管理業務（以下「指定管理者業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であったもの若しくは指定管理者業務に従事していた者に係る同条第 3 項の規定による当該指定管理者業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、な

お従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第28条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 この条例の施行の際現に指定管理者業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された当該指定管理者業務上作成し、又は取得した旧個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときも、前項と同様とする。

6 前2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第3号に規定する保有個人情報（指定管理者業務に従事している者又は従事していた者にあつては、当該指定管理者業務に関して知り得た旧個人情報）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、

1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

7 前 3 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第 4 条 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法を施行するために必要な事項などを定めるためであります。

小樽市死者情報の開示等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市死者情報の開示等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、死者の個人に関する情報の開示及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(死者情報の開示)

第 2 条 死者の相続人又は死者の死亡当時親権者であった者その他死者と密接な関係を有する者（以下「死者の相続人等」という。）で、実施機関（市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）が小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 4 号）により設置する小樽市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、当該死者の個人に関する情報（当該死者の個人に関する情報が当該死者の相続人等を個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する本人とする同条第 1 項に規定する個人情報（以下単に「個人情報」という。）に該当するものを除く。以下「死者情報」という。）について開示の請求（以下「開示請求」という。）を認めるものは、当該死者情報の開示請求をすることができる。

2 前項の規定により開示請求を認めた者に係る死者情報に準ずる情報は、開示請求をすることができる死者情報とみなす。

3 前2項の規定による死者情報の開示請求の方法及び開示の実施並びに審査請求については、個人情報保護法第5章第4節第1款（第76条を除く。）及び第4款並びに小樽市個人情報保護法施行条例（令和4年小樽市条例第号。以下「法施行条例」という。）第3条から第6条までの規定を準用する。この場合において、個人情報保護法第77条第2項中「前条第2項」とあるのは「小樽市死者情報の開示等に関する条例（令和4年小樽市条例第号）第2条第1項及び第2項」と、「保有個人情報の本人の代理人」とあるのは「同条第1項に規定する死者の相続人等」と、個人情報保護法第78条第1項第1号中「第76条第2項」とあるのは「小樽市死者情報の開示等に関する条例第2条第1項及び第2項」と、「代理人が本人に代わって」とあるのは「同条第1項に規定する死者の相続人等が」と、「当該本人」とあるのは「当該死者」と読み替えるものとする。

（死者情報の取扱い）

第3条 実施機関は、個人情報の例に準じて、死者情報を適切に取り扱わなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前において、法施行条例附則第2条の規定による廃止前の小樽市個人情報保護条例（平成18年小樽市条例第53号）第16条第3項

の規定により、実施機関が審査会の意見を聴いて開示請求を認めた者に係る死者情報に準ずる情報は、第2条第2項に規定する死者情報とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護制度の対象外となる死者の個人に関する情報の開示等について必要な事項を定めるためであります。

小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「掲げる」の次に「法律及び」を加え、同号イを次のように
改める。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人
情報保護法」という。）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項
第 2 条第 1 号に次のように加える。

ウ 小樽市議会個人情報保護条例（令和 4 年小樽市条例第 号。以下「議
会個人情報保護条例」という。）第 4 5 条第 1 項

エ 小樽市死者情報の開示等に関する条例（令和 4 年小樽市条例第 号。
以下「死者情報開示条例」という。）第 2 条第 3 項において準用する個
人情報保護法第 1 0 5 条第 1 項

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号ア」に改め、「又は個
人情報保護制度」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条に次の 3 号を加える。

(3) 小樽市個人情報保護法施行条例（令和 4 年小樽市条例第 号）第 9 条
に規定する場合において、市長の諮問に応ずること。

(4) 議会個人情報保護条例第 4 6 条に規定する場合において、議長の諮問に

応ずること。

- (5) 死者情報開示条例第2条第1項の規定による開示請求について意見を述べること。

第6条第1項中「個人情報保護条例第41条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項（死者情報開示条例第2条第3項において準用する場合を含む。）若しくは議会個人情報保護条例第45条第1項」に改め、「実施機関」の次に「（議長を含む。）」を加え、「同条例第2条第2号」を「情報公開条例第2条第2号」に、「個人情報保護条例第23条第1項」を「個人情報保護法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第20条第5号ア」に、「同条例第32条第1項」を「個人情報保護法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第35条第1項」に、「同条例第39条第1項」を「個人情報保護法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項」に、「同条例第2条第1項第3号」を「個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第2項」に改め、「保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは死者情報（死者情報開示条例第2条第3項において準用する個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等に係る死者情報（死者情報開示条例第2条第1項に規定する死者情報をいう。）をいう。以下同じ。）」を、「公文書又は保有個人情報」の次に「若しくは死者情報」を加え、同条第3項中「保有個人情報」の次に「若しくは死者情報」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、

改正後の同法が地方公共団体にも適用され、個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報公開条例の一部を改正する条例

小樽市情報公開条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 0 条

第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において単に「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人情報保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、不開示情報として行政機関等匿名加工情報等を追加するためであります。

小樽市自治基本条例検討委員会条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市自治基本条例検討委員会条例

(設置)

第 1 条 小樽市自治基本条例（平成 25 年小樽市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 36 条第 1 項の規定による検討を行うため、市長の附属機関として、小樽市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 条例第 36 条第 1 項の規定による検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、15 人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (3) 市長が行う公募に応じた者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条の規定による答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下単に「会議」という。）は会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、自治基本条例の見直しについての検討を行う目的で、附属機関として、自治基本条例検討委員会を新たに設置するためであります。

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号）第 2 条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) 条例等 市の条例、議会の会議規則その他の規程、執行機関の規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程並びに自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 3 第 1 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により市に適用されることとなる北海道の条例及び執行機関の規則をいう。

- (3) 市の機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 市の機関等 市の機関及び自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。
- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (10) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (11) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(13) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。

(14) オンライン 電子情報処理組織を使用する方法をいう。

（オンラインによる申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、オンラインにより行うことができる。

2 オンラインにより行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 オンラインにより行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものをオンラインにより行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料（自治法第244条の2第8項に規定する利用料金を含む。以下同じ。）又は手数料

料の納付の方法が規定されているものをオンラインにより行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインその他の情報通信技術を利用する方法であって市長（公営企業管理者又は病院事業管理者の権限に属する事務に係るものにあつては、当該管理者）が定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちにオンラインにより行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合には、市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（オンラインによる処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、オンラインにより行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該オンラインにより受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 オンラインにより行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 オンラインにより行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものをオンラインにより行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちにオンラインにより行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわ

らず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等をオンラインその他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定においてオンラインその他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等

の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、オンラインにより行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に係る基本的な事項を定めるためであります。

小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(小樽市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年小樽市条例第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。
以下「法」という。）第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで及
び第 2 8 条の 7」に改める。

第 3 条本文中「6 0 年」を「6 5 年」に改め、同条ただし書を次のように
改める。

ただし、保健所長である医師にあっては、年齢 6 8 年とする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を
「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、
当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日におい
て従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第 1 号
中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充
することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「そ
の職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著し
い支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」

を「こと」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の4条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、小樽市職員給与条例（昭和46年小樽市条例第3号）第8条第1項、小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年小樽市条例第38号）第15条及び小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年小樽市条例第10号）第4条の規定により管理職手当を支給される職員の職（保健所又は病院局において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。以下「管理監督職」という。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任（以下単に「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるも

ののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則に次の 2 項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における職員（保健所又は病院局において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。次項において同じ。）に対する第 3 条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
-----------------------------------	------

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢 6 0 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額との合計額の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年小樽市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書を削る。

第4条第2項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）」を削る。

第8条の2第1項中「第16条第4項」を「第16条第3項」に改める。

第12条第1項第1号中「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数）」を削る。

第15条第3項中「同条例」を「給与条例」に改める。

第16条第2項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して30日を超えない範囲内で規則で定める日数）」を削り、同条第3項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

（小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小樽市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削る。

（公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例（平成16年小樽市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第2条第1項各号」を「同項各号」に改め、同条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め、同項第5号中「同法」を「地公法」に改める。

第19条第1項中「引き続いて法第10条第1項」を「引き続いて同条第

1 項に改める。

（小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 6 条 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「のうち、給与条例第 6 条第 1 0 項に規定する再任用職員以外の職員」を削る。

第 1 1 条第 6 項中「（第 6 項）を」（第 5 項）に、「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 1 5 条中「給与条例第 6 条第 1 1 項に規定する再任用短時間勤務職員（以下単に「再任用短時間勤務職員」という。）」を「正規職員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に対する給与条例第 1 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内で市長が別に定める割合」とあるのは、「1 0 0 分の 1 0 0」とする。

第 1 9 条第 1 項中「、再任用短時間勤務職員との権衡を失しない範囲において」を削る。

（小樽市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 7 条 小樽市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年小樽市条例第 2 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条第3項及び第16条第3項の改正規定並びに第5条中公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例第2条第1項及び第2項第5号並びに第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の小樽市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の小樽市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準

日における新定年条例定年が新定年条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第 3 条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報（以下「勤務実績等」という。）に基づく選考（以下単に「選考」という。）により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第4号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年（新定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）に達しているものを選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるもののほか、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるもののほか、市が加入する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、

選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

３ 前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

第５条 任命権者は、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達しているものを、選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２ 令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第２項にお

いて同じ。)に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるもののほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が加入する地方公共団体の組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるもののほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、市が加入する地方公共団体の組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項の条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項の条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第 10 条 第 3 条の規定による改正前の小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項に規定する再任用短時間勤務職員に関する同項の規定並びに同条例第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 16 条第 2 項の規定は、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員に関する規定として、なおその効力を有する。

第 11 条 施行日から令和 14 年 3 月 31 日までの間（以下「暫定再任用適用期間」という。）における第 4 条の規定による改正後の小樽市職員の育児休業等に関する条例第 7 条の 2 の規定の適用については、同条中「の非常勤職員」とあるのは、「の非常勤職員（小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年小樽市条例第 号）附則第 5 条第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。））」とする。

第 12 条 暫定再任用適用期間における第 5 条の規定による改正後の公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年小樽市条例第 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第 5 条第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。））」とする。

第 13 条 暫定再任用適用期間における第 6 条の規定による改正後の小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条中「受ける職員」とあるのは、「受ける職員のうち、小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年小樽市条例第 号。以下「令和 4 年定年改正条例」という。）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員以外の職員」とし、同条例第 19 条第 1 項の規定の適用

については、同項中「ついては」とあるのは、「ついては、令和４年定年改正条例附則第５条第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員との権衡を失しない範囲において」とする。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など、所要の改正を行うためであります。

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 26 年小樽市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表中「100 分の 215」を「100 分の 220」に、「100 分の 172」を「100 分の 176」に、「100 分の 129」を「100 分の 132」に、「100 分の 64.5」を「100 分の 66」に改める。

附則第 4 項前段中「令和 4 年 6 月 1 日」を「令和 5 年 4 月 1 日」に改め、同項の表中「100 分の 215」を「100 分の 220」に、「100 分の 172」を「100 分の 176」に、「100 分の 129」を「100 分の 132」に、「100 分の 64.5」を「100 分の 66」に改め、同項後段を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当について、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするためであります。

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮^こ」を「禁錮」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 4 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5（再任用職員にあつては、1 0 0 分の 5 0）」を加える。

第 2 7 条中「退職し、又は死亡した」を「退職した」に改め、「除く。）」の次に「又は死亡した場合」を加える。

別表第 1 号及び別表第 2 号を次のように改める。

別表第 1 号（第 4 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		

72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					

[illegible]

別表第 2 号（第 4 条関係）

医 療 職 給 料 表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	274, 700	400, 400	471, 700	566, 500
2	278, 300	403, 300	474, 000	569, 600
3	282, 300	405, 900	476, 200	572, 700
4	286, 300	408, 600	478, 500	575, 800
5	290, 300	411, 000	480, 700	578, 700
6	294, 000	413, 300	482, 900	581, 100
7	298, 000	415, 400	485, 100	583, 500
8	301, 900	417, 300	487, 300	585, 900
9	305, 700	419, 500	489, 300	588, 100
10	309, 300	422, 200	491, 400	589, 600
11	312, 800	424, 800	493, 500	591, 100
12	316, 300	427, 500	495, 600	592, 600
13	319, 800	429, 900	497, 700	594, 100
14	323, 400	432, 400	499, 800	595, 200
15	327, 100	434, 800	501, 900	596, 300
16	330, 500	437, 300	504, 000	597, 200
17	333, 800	439, 300	506, 100	598, 400
18	338, 400	441, 700	508, 100	599, 400
19	341, 400	444, 000	510, 100	600, 400
20	344, 200	446, 400	512, 100	601, 400
21	347, 100	447, 900	513, 900	602, 400
22	349, 800	450, 300	515, 700	
23	352, 800	452, 600	517, 600	
24	355, 900	454, 900	519, 500	
25	358, 700	456, 900	521, 200	
26	361, 100	459, 200	523, 000	
27	363, 700	461, 400	524, 800	
28	366, 400	463, 700	526, 600	
29	369, 200	465, 800	528, 200	
30	372, 100	468, 100	530, 000	
31	375, 600	470, 400	531, 800	
32	378, 600	472, 600	533, 600	
33	382, 200	474, 600	535, 200	

34	385, 600	476, 700	537, 000
35	388, 300	478, 800	538, 700
36	390, 800	480, 900	540, 500
37	393, 400	483, 000	542, 100
38	396, 100	484, 800	543, 700
39	398, 300	486, 600	545, 100
40	400, 200	488, 400	546, 700
41	401, 800	490, 100	548, 200
42	403, 800	491, 900	549, 600
43	406, 100	493, 700	551, 000
44	408, 300	495, 500	552, 300
45	410, 600	497, 100	553, 500
46	412, 900	498, 800	554, 500
47	415, 000	500, 600	555, 500
48	417, 000	502, 400	556, 500
49	419, 100	504, 000	557, 500
50	421, 000	505, 300	558, 400
51	422, 800	506, 600	559, 300
52	424, 600	507, 900	560, 200
53	426, 600	508, 900	561, 000
54	428, 500	510, 200	561, 900
55	430, 500	511, 500	562, 800
56	432, 400	512, 800	563, 700
57	434, 400	513, 800	564, 600
58	436, 200	514, 600	565, 500
59	438, 000	515, 400	566, 400
60	439, 700	516, 200	567, 100
61	441, 500	517, 100	568, 000
62	443, 300	517, 900	568, 900
63	445, 100	518, 800	569, 800
64	446, 900	519, 600	570, 700
65	448, 600	520, 500	571, 600
66	450, 400	521, 400	
67	452, 100	522, 100	
68	453, 900	523, 000	
69	455, 700	523, 900	
70	457, 600	524, 700	
71	458, 800	525, 600	
72	460, 000	526, 500	

73	461, 200	527, 300		
74	462, 400	528, 200		
75	463, 400	529, 100		
76	464, 400	529, 800		
77	465, 400	530, 600		
78	466, 200	531, 500		
79	466, 900	532, 400		
80	467, 600	533, 300		
81	468, 300	534, 100		
82	469, 000	535, 000		
83	469, 700	535, 900		
84	470, 400	536, 800		
85	471, 000	537, 600		
86	471, 300	538, 500		
87	472, 000	539, 400		
88	472, 700	540, 300		
89	473, 400	541, 100		
90	473, 800			
91	474, 400			
92	475, 100			
93	475, 800			
94	476, 200			
95	476, 800			
96	477, 400			
97	477, 900			
98	478, 500			
99	479, 000			
100	479, 500			
101	480, 000			
102	480, 400			
103	481, 000			
104	481, 400			
105	481, 900			
106	482, 400			
107	483, 000			
108	483, 600			
109	484, 000			
110	484, 500			

111	485,100			
112	485,700			
113	486,300			
114	486,800			

第2条 小樽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第10項及び第11項を削る。

第11条第3項第1号中「第24条第5項」を「第24条第4項」に改め、同項第2号中「第24条第4項」を「第24条第3項」に改める。

第14条第2項第2号中「（再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」を削る。

第16条第1項第1号中「。次項において同じ」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第24条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同条中同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の95（再任用職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の105（再任用職員にあっては、100分の50）」を「100分の100」に改め、同条第4項中「第24条第5項」を「第24条第4項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

第25条の3を削る。

付則第33項の前の見出しを「（定年の引上げに伴う給料月額等の特例）」に改め、同項及び付則第34項を次のように改める。

33 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する

職務の級及び第6条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員
付則に次の5項を加える。

35 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第35項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 付則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第33項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 付則第33項から前項までに定めるもののほか、付則第33項の規定による給料月額、付則第35項の規定による給料その他付則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1号職員の区分の欄及び再任用職員の項を削る。

別表第3号1の部分中「(1) 再任用職員以外の職員」を削り、同表1(2)の部分削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定並びに次条の規定及び附則第5条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定並びに附則第3条及び第4条の規定 令和5年4月1日

2 第1条の規定による改正後の小樽市職員給与条例（次条において「4年新条例」という。）第25条第2項、別表第1号及び別表第2号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 4年新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小樽市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、4年新条例の規定による給与の内払とみなす。

（勤務延長に関する適用除外）

第3条 第2条の規定による改正後の小樽市職員給与条例（以下「5年新条例」という。）付則第33項から第39項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小樽市条例第号。以下「令和4年定年改正条例」という。）附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第4条 第2条の規定による改正前の小樽市職員給与条例（以下「5年旧条例」という。）第6条第10項に規定する再任用職員に関する同項の規定並びに5年旧条例第24条第3項及び第25条の3、附則第33項及び第34項並びに別表第1号及び別表第3号の規定は、令和4年定年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下単に「暫定再任用職員」という。）に関する規定として、なおその効力を有する。

2 5年旧条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員に関する同項の規定並びに5年旧条例第14条第2項第2号及び第16条の規定は、令和4年定年改正条例附則第5条第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定

再任用職員に関する規定として、なおその効力を有する。

- 3 附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日から令和14年3月31日までの間における暫定再任用職員に係る5年新条例第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは、「100分の100（小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小樽市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員にあっては、100分の47.5）」とする。

（委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正のほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員退職手当支給条例（昭和 3 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、同法第 2 8 条の 5 第 1 項又は同法第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を削り、同条第 2 項中「含む」の次に「。第 1 1 条第 2 項において「勤務日数」という」を、「1 8 日」の次に「（1 月間の日数（小樽市の休日を定める条例（平成 4 年小樽市条例第 4 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあっては、1 8 日から 2 0 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 1 1 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

第 8 条第 3 項中「次条第 1 項各号」を「第 9 条第 1 項各号」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととさ

れ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、当該」を「職員が当該」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が別に定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が別に定める職員が市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第7項中「、第2号」を「、同号」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

付則第4項中「まで」の次に「及び付則第10項から第13項まで」を加える。

付則第5項中「第5条の2」の次に「及び付則第13項」を加える。

付則第6項中「第5条」の次に「又は付則第11項」を加える。

付則第9項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付則中第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、第9項の次に次の4項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であっ

て、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第11項」とする。

12 前2項の規定は、医師及び歯科医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

13 小樽市職員給与条例付則第33項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年小樽市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「18日」の次に「（1月間の日数（小樽市の休日を定める条例（平成4年小樽市条例第42号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第16条の2を削る。

第16条の3中「第16条」を「前条」に改め、同条を第16条の2とする。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

（小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「から第5項まで」を「及び第4項」に改め、同条第3項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は

同法第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用常勤職員」という。）を除く。）」を削り、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 20 条第 1 項中「18 日」の次に「（1 月間の日数（小樽市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同条第 3 項中「（再任用職員を除く。）」を削る。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中小樽市職員退職手当支給条例第 2 条第 2 項、第 8 条第 3 項並びに第 11 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 11 項第 5 号の改正規定並びに同条例付則第 9 項の改正規定、第 2 条中小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条第 1 項の改正規定並びに第 3 条中小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 20 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（小樽市職員退職手当支給条例等の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の小樽市職員退職手当支給条例（次項及び次条において「新退職手当条例」という。）第 2 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定、第 2 条の規定による改正後の小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条第 1 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第 5 条第 2 項において「新病院給与条例」という。）第 20 条第 1 項の規定

は、令和４年１０月１日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

- ２ 新退職手当条例第１１条第４項の規定は、令和４年７月１日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が別に定める職員に該当するに至った者について適用する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第３条 この条例の施行の日から令和１４年３月３１日までの間（以下「暫定再任用適用期間」という。）における新退職手当条例第２条第１項の規定の適用については、同項中「「企業職員等」という。）」とあるのは、「「企業職員等」という。）並びに小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年小樽市条例第 号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員」とする。

第４条 第２条の規定による改正前の小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第１６条の２に規定する再任用職員（以下単に「再任用職員」という。）に関する同条の規定及び同条例附則第２項の規定は、小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年小樽市条例第 号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（以下単に「暫定再任用職員」という。）に関する規定として、なおその効力を有する。

第５条 再任用職員に関する第３条の規定による改正前の小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第４項及び附則第３項の規定は、暫定再任用職員に関する規定として、なおその効力を有する。

- ２ 暫定再任用適用期間における新病院給与条例第２条第３項の規定の適用については、同項中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年小樽市条例第

号。以下「令和４年定年改正条例」という。）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年定年改正条例附則第５条第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）とし、新病院給与条例第２０条第３項の規定の適用については、同項中「再び職員」とあるのは、「再び職員（令和４年定年改正条例附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員を除く。）」とする。

（小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和４８年小樽市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

付則第２項中「第５条まで」の次に「又は付則第１０項若しくは第１１項」を、「第５条の２まで」の次に「及び付則第１０項から第１３項まで」を加える。

付則第３項中「第５条の２」の次に「及び付則第１３項」を加える。

付則第４項中「第５条」の次に「又は付則第１１項」を加える。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正を行うとともに、会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

小樽市公衆浴場法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 号から第 4 号までの規定中「家族ぶろ」を「家族風呂」に改める。

第 5 条第 1 項中「洗場」を「洗い場」に改める。

第 6 条第 9 号及び第 9 条第 1 項中「露天ぶろ」を「露天風呂」に改める。

第 1 0 条第 1 6 号中「家族ぶろ」を「家族風呂」に、「1 0 歳」を「7 歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、風紀上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	基準日が 6 月 1 日である場合	基準日が 1 2 月 1 日である場合
6 月	1 0 0 分の 2 1 5	1 0 0 分の 2 2 5
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 7 2	1 0 0 分の 1 8 0
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 1 2 9	1 0 0 分の 1 3 5
3 月未満	1 0 0 分の 6 4 . 5	1 0 0 分の 6 7 . 5

第 2 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分の 2 2 0
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 7 6

3 月 以 上 5 月 未 満	1 0 0 分 の 1 3 2
3 月 未 満	1 0 0 分 の 6 6

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

工事請負変更契約について

（仮称）第 3 号ふ頭市営上屋 33 号ターミナル改修工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 （仮称）第 3 号ふ頭市営上屋 33 号ターミナル改修工事
- 2 契 約 金 額
 - 変 更 前 1 億 6, 0 6 0 万円
 - 変 更 後 1 億 6, 9 2 4 万 6, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 小樽市有幌町 2 番 16 号
 - 西條・近藤共同企業体
 - 代表者
 - 西條産業株式会社

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 訴えの内容

平成 31 年（行ウ）第 3 号損害賠償請求事件（高島観光船訴訟）に係る国家賠償法第 1 条第 2 項の規定に基づく求償金（6,553 万 1,865 円）の支払の請求

2 訴えの相手方

森 井 秀 明

3 訴訟遂行の方針

裁判の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場
- 2 指定する法人等の名称 小樽駅前ビル株式会社
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市総合体育館
- 2 指定する法人等の名称 シンコースポーツ北海道株式会社
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市観光物産プラザ
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽観光協会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 4 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 4 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から40年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,299 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,875,915 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 16,702,785	千円 31,532	千円 16,734,317
	2 国庫補助金	5,722,744	31,532	5,754,276
18 道支出金		4,590,418	7,883	4,598,301
	2 道補助金	1,316,285	7,883	1,324,168
21 繰入金		1,512,078	7,884	1,519,962
	2 基金繰入金	1,503,727	7,884	1,511,611
歳 入 合 計		65,828,616	47,299	65,875,915

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 7,457,272	千円 47,299	千円 7,504,571
	1 保健衛生費	2,118,625	47,299	2,165,924
歳 出 合 計		65,828,616	47,299	65,875,915

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	出産・子育て 応援事業費	千円 44,174

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
建設機械整備費	令和5年度	千円 117,000

小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 26 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 26 年小樽市条例第 47 号）の規定に基づき教育長に支払われる令和 5 年 1 月分の給料月額、同条例附則第 3 項に規定する給料月額から同項に規定する給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、教育長の令和 5 年 1 月分の給料月額を減額するためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 7 号

小樽市公平委員会委員の選任について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

中 田 克 浩

令和 4 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 28 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

平	井	秀	昭
北		博	司
岩	本	達	典

小樽市議会個人情報保護条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 26 日提出

小樽市議会議員	高 橋 克 幸
同	佐々木 秩
同	濱 本 進

小樽市議会個人情報保護条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条－第 16 条）

第 3 章 個人情報ファイル（第 17 条）

第 4 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示（第 18 条－第 30 条）

第 2 節 訂正（第 31 条－第 37 条）

第 3 節 利用停止（第 38 条－第 43 条）

第 4 節 審査請求（第 44 条－第 47 条）

第 5 章 雑則（第 48 条－第 52 条）

第 6 章 罰則（第 53 条－第 57 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小樽市議会（以下「議会」という。）における個人情報

の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下単に「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、小樽市情報公開条例（平成18年小樽市条例第52号）第2条第1項第2号に規定する公文書（以下単に「公文書」という。）に記録されているものに限る。

3 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれると

き。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき又は 本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある場 合であって、本人の同意が あり、又は本人の同意を得 ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利用 されているとき	第12条第5項の規定によ り読み替えて適用する同条 第1項及び第2項（第1号 に係る部分に限る。）の規定 に違反して利用されている

		とき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報の提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付

し、又はその漏えいの防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）

の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受
理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、
その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者
に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は
報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファ
イル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために
利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡
の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録す
るもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得
する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的の
ために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれ

るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合にあっては、当該氏名に係る部分を除く。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもので

あって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令の規定により、明らかに開示することができないと認められる情報
(部分開示)

第 2 1 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 2 2 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 2 3 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 2 4 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第 2 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 1 4 日以内にしなければならない。ただし、第 1 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 2 6 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 4 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ

ばならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した

第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 2 8 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第 2 4 条第 1 項に規定する通知があつた日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第 2 9 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、第28条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。

第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前３号に掲げるもののほか、議長が定める事項

２ 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３ 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第３３条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第３４条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２ 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第３５条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から３０日以内にしなければならない。ただし、第３２条第３項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたもので

あるとき又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に

理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。こ

の場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年小樽市条例第54号）により設置する小樽市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問

をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第46条 議長は、この条例を改正しようとする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(議長及び副議長がともに欠けた場合の取扱い)

第51条 議長及び副議長がともに欠けた場合においては、この条例中「議長」とあるのは、「議会の事務局長」とする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、

1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 6 条 前 3 条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 5 7 条 偽りその他不正の手段により、第 2 4 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正による現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、改正後の同法が適用されない議会における個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるためであります。

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日提出

小樽市議会議員 高 橋 克 幸

同 佐々木 秩

同 濱 本 進

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 1 5 を」を「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 1 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5 をそれぞれ」に改める。

第 2 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 1 5、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 2 5 をそれぞれ」を「1 0 0 分の 2 2 0 を」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年

4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国会公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。